

## 第2 評価グループ 評価調書

### 第2 評価グループ

小林明夫、塚本悦子、豊本 治、  
福島 晃

#### 1 射水市地域振興会連合会補助金（まちづくり課）

##### 事業概要

地域の個性を生かして自主的にまちづくりを行う地域振興会の連絡協調等を図る目的で組織された射水市地域振興会連合会の活動を支援するため、補助金を交付する。

##### 委員の主な意見

市民協働によるまちづくりを推進するためには、各地域振興会への支援を手厚くする方法も考えられるが、現状において、いまだ市民協働の理念の浸透を図る段階にあるということであれば、全市的なレベルの向上に資するという観点において、本事業は必要であると考えます。

全国的な傾向として地域コミュニティの力が低下していく中で、地域振興会には、組織力を高めることで、地域コミュニティの力の低下を抑制することを期待する。

自由度の高い団体運営補助金として交付している以上は、交付先団体の決算額に必要以上の繰越金が生じた場合は、当然、次年度の補助金額を削減すべき。

補助金の使途が地域振興会連合会の会議費、研修活動費、市や県への要望の作成に係る費用なのだから、内容を市民に公開し、成果をフィードバックすべき。

特に、視察先をどのようにして選定したのかという過程を見せることは、事業の透明性の確保に不可欠である。また、市や県に対する要望の内容と成果は、広く市民に伝えるべき情報である。

補助金の効果が見えないということであれば、団体運営補助金の形で一括交付するのではなく、例えば、地域振興会連合会研修補助金というふうに名目毎に切り分けて交付することが検討できないか。

合併10年目の今年度を以って地域審議会が解散することから、今後、地域の声を市政に反映させる地域振興会連合会の役割は更に重要となってくるが、射水市地域振興会連合会の事務は、事務局である担当課が丸抱えしており、組織としての自立性が低い。

同会の機能強化を図るためにも、自主性・自立性が高まるよう工夫されたい。

## 評価

本事業は、市民協働の理念を広く地域に浸透させるために必要な事業である。  
そのためにも、地域振興会連合会の活動内容や活動の成果が広く市民にフィードバックされるよう、同会の取組について情報を積極的に公開されたい。  
併せて、今後、地域の声を市政に反映させる地域振興会連合会の役割は更に重要となってくることから、同会の機能強化策についても検討されたい。

## 2 射水商工会議所補助金・射水市商工会補助金（商工企業立地課）

### 事業概要

商工業の振興、中小企業の育成・支援を図るため、経営改善普及事業（経営指導員による経営指導、創業支援、融資に関する相談・指導）及び地域総合振興事業（地域の活性化を図る活動、新規会員の加入促進、商店街の振興、財政基盤の強化）などの取組を実施する射水商工会議所及び射水市商工会に対し、補助金を交付する。

### 委員の主な意見

両会は、本市の商工業の振興発展や地域活性化に欠くことのできない存在であり、本事業は必要な事業である。

両会で、経営改善指導相談件数に大きな差がある。

両会には、設立の根拠法や構成会員等の組織基盤に違いがあることは理解するが、補助金を交付する目的が同じである以上、経営改善普及事業においては、どちらの経済団体に所属していても、本来は同水準のサービスを受けられるべきではないか。

特に、本市は市域がコンパクトであり、市内で立地条件が異なるとは考えられないのだから、市内のどの事業所においても均一なサービスの提供が図られるべき。

要点としては、両会合わせて約4,000万円の補助金をどのようにして効率的に生かしていくのかが課題である。

両会間のサービスの差を平準化するためにも、経営支援に関する共同事業の開催や職員の人事交流を検討するべき。併せて、既に取り組んでいる射水市商工協議会の活動の更なる充実強化を図るべき。

経営改善指導相談件数のみを捉えて評価せず、両会の設立目的の違いなどを踏まえて、まずは、両会が均一なサービスを提供することが、困難であることを認識しなければならない。両会の「差」を埋める唯一の解決策は、将来的に両会がひとつになることである。

2つの経済団体が存在することが、市内の商工業の均衡ある発展という面でバランスを欠くことにつながっているのではないかと。商工会議所と商工会の一本化

が簡単ではないことは十分承知しているが、全国には商工会議所と商工会が一本化した実例もあるので、視察を行うなど調査研究するべきではないか。

本事業の補助金額（経営改善普及事業分）の算定に当たっては、県の補助金額を拠りどころにしているということだが、担当課には、補助対象となるひとつひとつの事業の中身について、実態を把握し、費用対効果について検証するとともに、補助対象事業を精査するべき。

#### 評価

市内商工業の均衡ある発展のためには、両会が実施している様々な取組は必要であるが、両会の設立の根拠法や組織基盤が異なることから、現状では事業内容の平準化が難しい。

このため、市は、両会の更なる連携強化に向けて「射水市商工協議会」へ引き続き支援を行うとともに、両会の将来的な一本化について働きかけられたい。また、両会においては、その調査研究に努められることを期待したい。

このほか、担当課においては、補助金の対象となる事業について、実態を把握し、費用対効果について検証するとともに、補助対象事業を精査されたい。

### 3 福祉入浴券交付事業（長寿介護課）

#### 事業概要

高齢者の健康保持及びふれあいを図るため、在宅の高齢者（満70歳以上の方及びおおむね65歳以上でひとり暮らし登録をしている方）に対し、市内の公衆浴場等で利用できる福祉入浴券を交付する。

#### 委員の主な意見

高齢者の寝たきり予防を目的とするのであれば、地域型市民協働事業により自治会単位で体を動かす活動を実施してもらうなど、健康維持の施策に予算をかけた方が良いのではないか。

現状では、公衆浴場が近くに無いため福祉入浴券の交付を受けていないという方もいる。メニュー方式で用途を選択でき、汎用性のある「元気福祉券」のようなものにした方が、市民にとって公平感があるのではないか。

時代の流れからすると、廃止となりそうな事業である。交付対象者全体に対する使用率をみると、半分しか使用されていないという見方もでき、本当にニーズが高いのか不明である。使用していない人の声も聞き、費用対効果や将来的な財政負担も考慮した上で、今後の方針を検討すべき。

行財政改革集中改革プランには、介護保険制度の改正に伴う、ふれあいサロンやデイサービス事業の見直しが掲げられている。スクラップアンドビルドで、高齢者の外出機会の創出や健康維持を担保する他の事業に移行するという、抜本的な見直しも検討すべきではないか。

事業費を抑制しつつ事業を維持するには、交付枚数を減らす、自己負担の導入、交付対象者を絞る、といった手段がある。

また、事業の実施方法について、担当者の事務負担を減らすため、交付を自治会や地区社協、民生委員経由にすることはできないか。

財政的負担が無制限に膨れ上がっていくことが問題なのであって、この事業だけに問題があるわけではない。高齢者福祉政策は重要な事業であり、福祉事業全体の在り方について考えるべき。

#### 評価

高齢化に伴い、今後事業費が増え続けることが予想される。市民のニーズや費用対効果を検証し、廃止も含めて、抜本的に在り方を見直すべきである。

介護保険制度の改正も踏まえた上で、高齢者福祉の増進に資する他の事業への移行について検討されたい。

#### 4 競技団体、地区（校下）活動補助金（生涯学習・スポーツ課）

##### 事業概要

市民のスポーツの振興・普及を図るため、公益財団法人射水市体育協会に加盟する競技団体（30団体）及び各地区・校下体育団体（27団体）に対して、補助金を交付する。

##### 委員の主な意見

補助金は体育協会から各競技団体等へ分配されているが、各団体の会員数と金額がリンクしていない。配分の基準は市町村合併時に決められたものであり、現在もこの基準を使用することが適切であるか疑問である。

この事業はスポーツの振興や青少年の健全育成といった施策の目的達成に資するものであり、むしろ金額が少なすぎるのではないか。

現状はバラマキ予算の典型であるため、施策の目標達成のための最善の方法となるよう、制度を見直してはどうか。青少年の育成を活発に行っている団体に重点的に配分するなど、メリハリが必要である。

「基本額とは別枠で、事業費の規模に応じ補助額を加算する」「上限額の範囲内で、事業費の何%を補助する」といった新しい基準を作り、活動内容による差を設けることで、各団体の活動が活性化するのではないか。

体育協会にイニシアティブをとらせると、全団体に対して平等になってしまう。活発に活動している団体とそうでない団体の差をつけるためのチェック項目を設け、市がチェックする体制を取り入れるべき。

##### 評価

活発に活動している団体に重点的に補助金を分配するなど、メリハリのある助成内容となるよう補助基準について見直されたい。

また、各競技団体の活動内容について市が指導・チェックする体制を作り、事業効果を上げるよう努められたい。